

ネーミングライツパートナー募集 《 よくある質問（FAQ） 》

ネーミングライツの目的

Q ネーミングライツ導入の目的は？

A 公共施設の維持管理等に係る財源確保とともに企業とのパートナーシップにより、施設の魅力向上や地域の活性化を図ろうとするものです。

Q 企業側のネーミングライツのメリットは？

A 一般的には、次のような点がネーミングライツパートナーのメリットとされます。

- ・ メディアや施設に企業名や商品名を含んだ愛称が表示されることにより、企業名や商品名の認知度向上が図られる。
- ・ 社会貢献活動として企業PRができる。

Q 募集の施設しかネーミングライツを導入しないのか？

A 市が施設を選定して募集しますので、募集要項を参照して応募をご検討ください。もし、募集していない施設にネーミングライツを申込みたいという希望がありましたら、管財課にご相談ください。募集の検討を開始し、特段の問題がなければ募集しますので、その際にお申込みください。

なお、庁舎、学校、公営住宅等はネーミングライツを導入しない施設として除外します。

愛称

Q 愛称に制限あるのか？

A 公序良俗に反するものは愛称として使用することはできません。詳しくは実施要綱をご確認ください。

Q 愛称に地名を入れる必要はあるのか？

A 特に強制はしませんが、愛称に地名を入れる場合は、その施設の所在地の名称としてください。例：樋脇地域にある施設に「川内○○パーク」とはしないでください。

なお、施設によっては、募集要項において、地名を入れることを条件にすることがあります。

Q 施設の種別を判別させるようにしなければならないのか？

A どういう施設かわかるようにしてください。募集要項に例示していますので参考にしてください。

Q 契約期間内に愛称を変えることはできるのか？

A 期間途中の愛称の変更はできません。期間満了後に契約を更新する場合は、新たな愛称を使用することができます。

Q 市は愛称をどのように定着させるか？

A 市は愛称の定着とともに市民や施設利用者が混乱しないように配慮する必要があります。

具体的には、愛称の定着と混乱回避のために「おおむね1年間」は現在使用している名称をカッコ書きで、イベント告知チラシなどの印刷物等に併記することとします。

なお、1年経過後、混乱回避のため併記を延長する必要があると判断した場合は、パートナーの承諾を得たうえで対応することとします。

施設紹介パンフレットなど在庫のある印刷物については、即座には変更せず、次の更新の際には愛称と正式名称併記を前提とします。(在庫多数の場合、期間中に更新しないことがあります。)

なお、市主催以外の民間団体等の主催イベント等については、愛称の積極的使用を働きかけますが、強制できるものではありませんのでご了承ください。

Q 募集要項に『行事等の都合により、一時的に条例上の名称を使用する可能性があります』とあるが、どういうことか？

A 次のような例の場合は、パートナーの了承を得たうえで、愛称の使用を一時的に中止する可能性があるということです。この場合でも、表示板や案内板を元に戻していただく必要はありません。

例：A社のネーミングライツ施設で市主催（B社の冠付き）イベントを開催する場合で、業態が競合するという理由でB社がチラシやメディア告知等で正式名称使用を希望したとき

なお、市以外の団体主催の企業の冠大会等の行事イベントについては、調整できない場合も考えられますのでご了承ください。

募集・申込み

Q 申込みできるのは法人のみか？

A 個人の申込みはできません。申込みを制限する業種等を募集要項に定めていますのでご確認ください。

Q 県外企業は申込みできるのか？

A 市内外、県外を問わず申込は可能です。なお、審査会の審査において、本市に本社がある、営業拠点や工場等があることで有利となります。

Q 申込書の『申込の趣旨』はどのように記述すればよいのか？

A 以下の点について記述してください。この欄の内容は、審査項目の『アピールポイント』として審査しますので、誇大な表現はお控えください。

- ・ 愛称命名権を購入したうえでの今後の貴社の方向性
- ・ 対象施設を希望する理由
- ・ 対象施設にネーミングライツを設定する目的
- ・ 対象施設の魅力向上に資すると考える点
- ・ その他貴社が本市に対してアピールしたい点

Q 薩摩川内市に本社や営業所はない。『市税等の滞納のない証明書』はどの自治体の証明書が必要か？

A 本社が所在する市町村が発行する証明書を提出してください。国税や都道府県税の証明書

は必要ありません。

Q 本社が所在する市町村で『市税等の滞納のない証明書』の発行がありません。納税証明書を提出してもよいのか？

A 市町村によっては、いわゆる「滞納のない証明書」の発行を行っていない場合があります。その場合は、納税義務のある全ての税目について『納税証明書』を取得し、提出してください。

Q 薩摩川内市に事業所があって法人住民税を納付している。薩摩川内市が発行する『滞納のない証明書』が必要か？

A 申込書の下部に『税情報の閲覧同意』欄があります。チェック(☑)していただければ、市担当部局が確認しますので、書類提出は不要となります。

Q 『直近3か年分の決算資料』を求めているが、当社は設立後3年に満たない。2か年分の提出でも構わないか？

A 申込企業の経営の安定性を確認するため、提出された3か年分の決算資料をもとに外部機関に財務状況の判定を依頼します。2か年分の提出では応募できません。ご了承ください。なお、財務診断結果は点数で判定され、その点数が審査会での採点の一部となります。

Q 申込み状況をみてわが社も申込みを検討したいが、申込件数を教えてもらえないか。

A 申込みの有無、件数はお教えできません。

契約期間

Q 契約期間は自由に設定できるのか？

A 実施要綱には「3年以上10年以下」と定めており、募集要項に『●年以上●年以内で提案してください』と期間の範囲を指定している場合は、募集要項に従ってお申込みください。市は長期契約を希望しており、審査会での審査においても、より長期が有利となります。なお、募集要項において『ネーミングライツ期間は●年』と指定する場合があります。

Q 契約後に期間を短縮できるのか？

A 原則として、契約期間の短縮はできません。パートナーの事情により期間を短縮する場合は、違約金を徴収することになります。また、納付済みのネーミングライツ料は返還しません。

Q 契約解除はどういうケースか？

A パートナーの社会的信用等が著しく失墜するなどの事由が発生したときは、市の判断で解除できることとしています。募集要項をご確認ください。契約解除となった場合は、違約金を徴収することになります。また、納付済みのネーミングライツ料は返還しません。

ネーミングライツ料

Q ネーミングライツ料の希望額とは？

- A 他市例等を参考に設定したものです。『希望額に満たない提案は欠格とします』と募集要項に指定した場合、募集要項で指定した希望額に満たない提案は選考対象としないこととなりますので注意してください。

例：『希望額（年額）200 万円以上』と指定したとき
提案 150 万円…欠格

もちろん、希望額を上回る提案も可能です。市はより高額の提案を希望しており、審査会の審査においても、より高額が有利となります。

パートナー特典

Q 総合運動公園の構成施設における有料施設とは？

総合運動公園の有料施設とは、①総合体育館（サンアリーナせんだい）、②テニスコート、③陸上競技場、④多目的運動広場、⑤全天候型運動広場（サンドームせんだい）、⑥野球場、⑦投球・打撃練習場の7施設となります。

Q 総合運動公園における有料施設の優先予約を年間2日間付与するとは？

- A 有料施設のうち1施設を年間2日間、もしくは2施設をそれぞれ年間1日間優先予約できます。

例1：総合体育館を年間2日間

例2：陸上競技場1日間と多目的広場1日間の年間計2日間

Q 施設使用に係る優先予約の特典は、令和8年度は付与できないか？

- A 令和8年度は既に施設の利用や一般予約が行われているため優先予約は付与できませんが、施設に空き状況があれば一般予約は可能となります。

Q 市の公式ホームページバナー広告もしくは本庁舎内エレベーター内広告枠を特典として選択した場合、広告内容に制限はあるか？

- A 広告は、企業からの提供によりますが、広告内容については薩摩川内市広告掲載基準を満たしている必要があります。広告内容に疑義がある場合は、内容を変更いただくことがあります。

Q 市の公式ホームページバナー広告と本庁舎内エレベーター内広告枠の規格は？

- A それぞれ以下のとおりとなります。

バナー広告…縦50ピクセル×横150ピクセル、20キロバイト以内（GIF・JPEG形式）

本庁舎内エレベーター内広告…A3又はA5サイズのタテ

Q パートナー特典を使わなくてもいいか？

- A 優先予約、市公式HPバナー広告、本庁舎エレベーター内広告掲載のいずれも選択しないことも可能です。

表示板・案内板等の書き換え

Q 表示板・案内板の書き換え負担は？

A 基本的には、施設内外、敷地内は、パートナーの費用負担で施工していただく必要があります。事前に現物確認と書き換え費用を把握したうえでお申込みください。

なお、道路案内標識については、“書き換えはパートナー任意”とします。

原則として、期間中にパートナーが書き換えた案内板や表示板の修繕が生じた場合もパートナーの費用負担による施工となります。

Q 表示板・案内板書き換えはネーミングライツ開始前に終えなければならないか？

A 開始と同時に表示板等が書き換わることが望ましいですが、作業上困難ですので、開始後おおむね1か月以内をめどに作業を終了してください。

Q 表示板・案内板書き換えの際、企業広告(キャッチフレーズ含む)や商品の写真を掲載していいか？

A 愛称のみとなります。企業広告や商品の写真は掲載できません。

Q 期間満了後の表示板・案内板の書き換えはどうなるのか？

A 期間終了後の元に戻す作業についても、パートナーの費用負担で施工していただく必要があります。

なお、期間満了後に次のパートナーが決定している場合は、負担区分や施工について、二者で協議して対応されても構いません。

Q 表示板・案内板書き換えの品質は？

A 現在の表示板・案内板と同等の品質・仕上げを求めます。具体的には、ネーミングライツパートナー募集対象施設調書をご確認ください。

Q 表示板・案内板書き換えの仕様を指定してあるが、安価な書き換え手法を提案してよいか。

A 同等の品質や仕上げであれば、指定した書き換えの仕様を変更することができます。具体的には、契約前協議において提案していただき、書き換えの仕様の内容を確認したうえで判断します。

Q 書き換える文字の意匠・デザインをブランド(商品)ロゴと同様にすることはできるか？

A 可能です。ただし、市で書き換えるホームページやパンフレット等は意向に沿えない場合があります。ご了承ください。

Q 新たに看板を設置できるか？

A パートナーの費用負担と施工により可能です。ただし、法令(道路法、鹿児島県屋外広告物条例)を踏まえ、国や県、市との事前協議を要する場合があります。

なお、看板に表示できるものは愛称のみとなります。企業広告や商品名、商品写真などは表示できませんので注意してください。

審査

Q 審査会に申込者は出席するのか？

A 基本的には出席を求めることは想定していません。ただし、詳細な説明が必要と判断した

場合は出席を求め、聞き取りを行うことがあります。

Q 優先候補者はどのように決定するのか？

A 実施要綱及び審査会設置要綱に規定する審査会を開催し、提出された書類（審査会に申込者の出席を求めた場合は聞き取り内容を含む。）をもとに、審査委員の総合計点数の高い申込者が優先候補者に選定され、市長が決定します。

Q どのように審査するのか？

A 以下の6項目について審査します。（※募集要項において「契約期間」を指定した場合は、5項目の審査となります。）

「ネーミングライツ料」・・・より高額な提案が有利となります。なお、募集要項において希望額とともに下限率を示している場合は、下限額を下回る提案は欠格となります。

「契約期間」・・・より長期間の提案が有利となります。実施要綱の規定では『3年以上10年以下』としていますが、募集要項において範囲を狭めている場合もありますので注意してください。

「愛称」・・・実施要綱に定める『使用を禁止する愛称』に照らしたうえで、呼びやすさ、親しみやすさ施設のイメージなど勘案し、総合的に採点します。

「アピールポイント」・・・申込書の『申込の趣旨』に記載されている内容（審査会に申込者の出席を求めた場合は聞き取り内容を含む。）をもとに、総合的に採点します。

「企業財務」・・・申込書とともに提出された決算書類等を外部の専門機関に財務状況の判定を依頼します。

「地域性」・・・「市内に本社機能がある」、「市内に営業所、工場等がある」、「市内には拠点がない」の態様により採点します。

契約前協議

Q 契約前の協議はどういう内容か？

A 優先候補者との契約前協議は、以下のような内容を予定しています。

- ・ 表示板・案内板の書き換えの位置と負担の確認、書き換えの時期（新規設置の意向確認を含む）
- ・ ネーミングライツ料の納期限（年度分を年度初めに一括納付）
- ・ 期間中の愛称の変更はできないことの確認
- ・ 契約書（案）の内容確認
- ・ 契約締結日の調整
- ・ 広報、報道機関への情報提供
- ・ その他

Q 契約前の協議で折り合いがつかず、契約に至らないことがあるのか？

A 優先候補者とは、契約することを前提に詳細な協議、具体的には募集要項記載の内容確認が主となります。

契約に至らないことは望みませんが、たとえば『ネーミングライツ料のほかに表示板・案内板の書き換えが必須とは知らなかった』、『書き換え費用が想定より高額』などと、確認不足から契約に至らないこともあるかもしれません、そのようなことにならないよう、募集要

項の十分な確認と費用負担を把握したうえでお申込みください。

契約後の公表

Q 応募状況や応募者の提案内容は公表されるのか？

A 応募状況やパートナーとならなかった申込提案内容については公表しません。ただし、契約締結後は、パートナーの名称、施設の愛称、契約期間、ネーミングライツ料等は市ホームページにて公表し、報道機関にも情報提供します。(他の申込者は秘匿し、申込件数のみ公表します。)

期間満了後の更新

Q 期間満了後は優先的に契約更新できるのか？

A 更新を希望される場合は、優先的に取り計らいます。期間満了のおよそ8か月前に『更新希望』の意向確認をします。更新を希望する場合、申込書類を提出いただき、審査も行うことになります。

ただし、募集要項において、更新の条件を示すことがありますので、その条件を満たす必要があります。

その他

Q 複数のネーミングライツに申込み、複数の優先候補者となったが、1件だけ契約し、ほかは辞退することはできるか？

A 『申込み＝契約の意思がある』と判断しますので、複数施設の優先候補者となられた場合は、全ての施設について契約を前提に協議を進めます。

なお、複数のうち一部のみの契約を希望され、他は辞退する意向を示される場合は、全ての施設について契約しないこととします。契約を前提に十分検討され、お申込みください。